

各位

平成 27 年 7 月 7 日
放射線取扱主任者

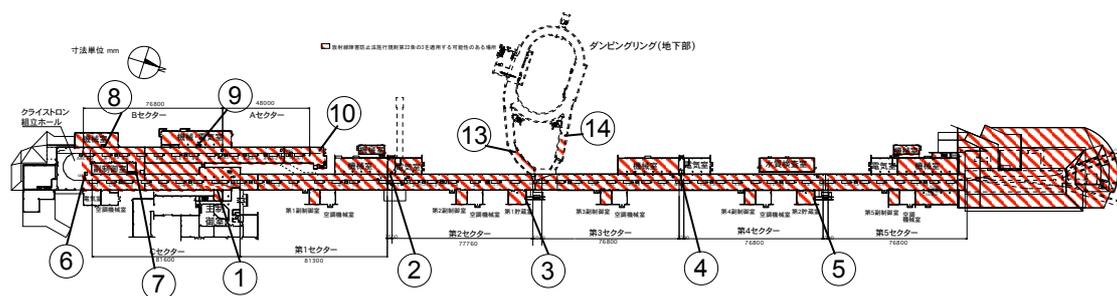
電子陽電子入射器棟における放射線障害防止法施行規則第 22 条の 3 の適用について

電子陽電子入射器棟において、放射線障害防止法施行規則第 22 条の 3 にもとづき、下記の期間、管理区域でないものとみなし、周辺監視区域と同様の出入り管理を行います。

1. 期間 2015 年 7 月 7 日 から 2015 年 9 月 23 日

2. 場所

電子陽電子入射器棟クライストロンギャラリーおよびダンピングリングの一部
(図赤色部分)



配布先 機構長

- (管理局) 施設部長、施設企画課長、整備管理課長、安全衛生推進室
- (素核研) 所長、副所長、事務室
- (物構研) 所長、副所長、事務室
- (加速器) 施設長、各主幹、事務室
- (共通) 施設長、各センター長、事務室
- (担当者) 当該発生装置管理責任者、同作業責任者、各区域放射線担当者、管理室員